

# 業務指示書

## ベトナム国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月27日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年10月2日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）

であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 拡張の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「拡張」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：総合防災に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／総合防災）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1)類似業務の経験：総合防災に係る各種業務

2)対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験

3)語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4)業務主任者等としての経験

5)学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6)特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 防災計画（緊急対応・災害復興・復旧計画を含む）】

1)類似業務の経験：防災計画に係る各種業務

2)対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験

3)語学力：語学評価せず

4)学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5)特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年10月6日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）  
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
(5) その他（以下に記載の経費）

招聘プログラムの実施に関する直接経費（諸謝金、会場借上費、各種機材損料、資料作成費・購入費、資料翻訳料、招聘同行者旅費等）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.004841 円 , US\$1 = 108.976 円 , EUR1 = 130.786 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。  
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／総合防災

防災計画（緊急対応・災害復興・復旧計画を含む）

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.66 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月23日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

**プロポーザル評価表**  
**ベトナム国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／総合防災	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 防災計画（緊急対応・災害復興・復旧計画を含む）	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

ベトナムは、モンスーンの影響を強く受けやすく、熱帯低気圧、台風、集中豪雨等が多発する気象条件下にあるため、アジア大洋州地域において最も災害が多い国の一に位置付けられる。また、南北に細長い地理的特徴をもち、自然災害の発生状況は地域毎に多様であり、河川流域及び沿岸地域では、台風、洪水、海岸・河岸侵食等が多く、内陸部や山間部では、土砂災害等が発生している。

上記状況に対して、ベトナム政府は、2020年を目標年次として2007年に策定された「自然災害に対する国家防災戦略」(Decision No. 172/2007/QT-TTg、以下「防災戦略」という。) や「防災法」(2013年制定)等の下、自然災害への対応能力強化に向けた取組みを進めてきている。また、2017年8月には、監督官庁である農業農村開発省に、新たに「防災総局」を設置、ベトナムの防災能力の更なる強化に向けて防災体制の整備が進められている。

我が国は、「対ベトナム国別開発協力方針」(2012年)において「脆弱性の対応」を重点分野の一つとし、円借款「衛星情報の活用によるベトナム災害・気候変動対策事業」(2011年承諾)、技術協力「中部地域災害に強い社会づくり」(2009年-2012年)、「災害に強い社会づくりフェーズ2」(2013-2016年)、無償資金協力「水に関連する情報管理システムを活用した統合ダム管理事業」(2017年贈与契約締結)等を通じて、ベトナム政府の防災戦略において重視されている防災対策の実施を、中部地域を主な重点地域として支援してきている。

「防災戦略」に基づく、防災対策強化の取組開始から10年経過しているところ、これまでの同国政府の取組み、JICA支援の成果、2015年3月に仙台で開催された国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」等の国際的潮流、他ドナーの支援動向等踏まえ、同国の防災セクターの現状と課題及び必要な施策を整理した上で、日本の経験や技術を活かした中長期的な支援戦略、支援内容を検討していくことが必要になっている。

本業務は、上記の経緯を踏まえ、ベトナムの防災セクターの課題及び必要な施策をまとめた上で、JICAの対ベトナム防災セクターの支援戦略(案)及び優先すべき候補事業を検討するために情報収集・確認を行うものである。

### 2. 業務の目的

本業務は、

- ① ベトナム防災セクターの課題及び必要な施策（特に仙台防災枠組 2015-2030 実施上の課題・必要な施策）の整理・分析、ベトナム政府へ

## の提言

- ② JICA の対ベトナム防災セクター支援戦略(案)（2018～2030 年）、優先すべき候補事業（2018～2022 年度）リスト及び案件概要を含む）の策定を行うことを目的とする。なお、検討・策定にあたっては、ベトナム政府とのコンサルテーションを行うこととする。

## 3. 業務の概要

### (1) 対象地域

ベトナム全土

### (2) 関係官庁・機関

#### ① カウンターパート (C/P)

農業農村開発省 防災総局 (Vietnam Disaster Management Authority, Ministry of Agriculture and Rural Development: MARD)

#### ② 主な防災関連省庁、委員会、地方省

- ・ 天然資源環境省 国家水文気象局 (National Hydro-Meteorological Service: NHMS, Ministry of Natural Resource and Environment: MONRE)
- ・ 中央災害対策委員会 (Central Steering Committee for Natural Disaster Prevention and Control)
- 地方省 (後述の優先地域)
  - ・ 省 (市) 人民委員会 災害対策・遭難救助委員会 (Commanding Committee for Natural Disaster Prevention Control and Search and Rescue)
  - ・ 省 (市) 人民委員会 農業農村開発局 (Department of Agriculture and Rural Development: DARD)
  - ・ 省 (市) 水文気象局 (Hydro-Meteorological Services:HMS)

## 4. 業務の範囲

本業務においてコンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、JICA ならびに実施機関等に提出するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 全体の実施方針

本業務実施にあたっては、コンサルタントは、JICA (含む専門家) 及びベト

ナムの防災関係機関との十分な対話を通じて、①ベトナム防災セクターの課題、必要な施策及びベトナム政府への提言、②対ベトナム防災セクター支援戦略(案)及び優先すべき候補支援事業の検討・策定を行う。また、合計で2回程度現地にてベトナム政府関係者とのコンサルテーションを開催する。同コンサルテーションの準備・支援等も本業務に含める。

#### (2) ベトナム政府関係機関との協議

農業農村開発省(MARD)、天然資源環境省(MONRE)をはじめとして関係する実施機関を対象に情報収集・協議・対話を行う。公表されている防災戦略、計画等について事前の文献調査等による準備を行い、各機関で必要な情報収集・協議・対話のタイミング、内容をあらかじめ見定めた上で、効率的に情報収集を進めること。

#### (3) 対象とする災害種(優先サブセクター)、対象地域及び防災体制

以下の災害種に係る災害リスクの整理・分析、防災体制、協力実績の整理等を行う。

災害種：洪水(フラッシュフラッドを含む)、台風、土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ等)、河岸・海岸侵食、浸水、干ばつ・塩水遡上、地震・津波

まず、第一次国内作業において、既存資料に基づき、災害種・及び地域毎の災害リスク、防災体制の整理、協力実績の整理を行う。その際には、主としてMONRE配下の気象水文環境研究所(Institute of Meteorology, Hydrology, and Environment: IMHEN)が公開している気候変動シナリオを踏まえて想定される将来的な災害の種別・規模も考慮する。

上記整理に基づき、インセプション・レポート作成の段階で、短・中長期的な取組みの優先度付けを行い、JICAと十分協議の上、本業務で主な対象とする災害種(優先サブセクター)、優先地域について絞り込みを行う。その上で、同レポートの説明・協議の段階において、本業務で主な対象とする災害種、優先地域についてベトナム側関係機関と協議し、合意する。

#### (4) 仙台防災枠組2015-2030等の国際潮流の反映

本業務では、仙台防災枠組2015-2030、持続可能な開発目標(SDGs)、パリ協定等での国際的な議論の進展を踏まえ、ベトナム政府、JICA、他ドナーの取組みをレビューする。特に、ベトナム防災セクターの課題及び必要な施策の検討にあたっては、仙台防災枠組実施のための行動計画及び当該計画実施のための課題及び必要な施策の整理・分析を含めること。

#### (5) JICA の関連事業との連携

「日本の総合防災情報管理システムを活用した統合ダム管理、および統合洪水管理計画の展開にかかる情報収集・確認調査」等、JICAによるこれまでの調査の成果を活用するとともに、JICAがこれまで実施した「災害に強い社会づくりプロジェクト」等の関連プロジェクトの成果が活用できる部分については、成果を事業提案に反映することを検討する。また、防災セクター関係者と十分協議、連携し、効果的、効率的な調査を実施する。

#### (6) 他ドナーの取組み

世銀、ADB、GIZ、AFD、UNDP、新興ドナー等の取組みの動向、成果、重複の有無や連携可能性について情報収集・確認の上、整理を行う。

#### (7) 横断的視点からの検討

JICAの対ベトナム防災セクターの支援戦略(案)及び優先すべき候補事業策定にあたっては以下の横断的視点も踏まえつつ検討を行う。

- ① 防災の主流化（特に各分野開発への防災視点の反映）
- ② 防災におけるジェンダー主流化

#### (8) JICA 内部部署および関係機関（関係省庁、企業等）への報告

複数のJICA内部関係部署（東南アジア大洋州部東南アジア第3課、地球環境部防災グループ、ベトナム事務所等）および関係機関（関係省庁、企業等）への報告・協議を通して進める。通常の報告・協議相手はJICA内関係部署であるが、必要に応じ、JICA招集に基づき関係機関とも面談・打合せを行うこと。

#### (9) 日本の知見・技術の活用

JICAの優先すべき候補事業策定・提案にあたっては、防災セクターにおけるベトナムにおける課題解決策として日本の知見・技術の適用可能性及び日本の自治体、大学、研究機関、NGO、日本企業の持つ防災技術活用の可否を明らかにし、それらを用いたJICAによる将来の円滑な案件形成も念頭に置くこと。その際、日本・他国で技術が活用された実例を中心に、日本だけが保有する技術、または日本が大きな比較優位を持つ技術について取り纏めるとともに、ベトナム側が日本に期待する知見・技術に関し聴取し、情報収集・整理を行うこと。

#### (10) 防災総局の体制強化に資する本業務活用の検討

C/P機関であるMARD防災総局は、2017年8月に水資源総局から防災を担

う部局が分離する形で設置された機関で、今後、中央防災機関の役割を担い、他の防災関係機関を巻き込みながら防災対応を行うことが求められている。本業務の中でも特にベトナム政府とのコンサルテーションの実施にあたっては、MARD 及び他の防災関係機関を巻き込むことで、防災総局の体制強化に資するよう、本業務の活用を検討する。

#### (11) 調査の重複の回避

本業務実施期間中、技術協力「気象予測及び洪水早期警報システム運営能力強化プロジェクト」が同時期に開始される見込みである。協力実績の取り纏めなどにおいては、本業務を担当する JICA 職員が適宜調整を図るので、詳細計画策定調査結果を参考する等、重複のない業務を実施すること（担当者などの情報は共有する）。

#### (12) JICAとの協議・打ち合わせ及び報告書案の提出等

調査の各段階で、逐次 JICAへの報告・説明・協議をすることになっている。このため、コンサルタントは以下の点に留意すること。

- ①JICAとの協議に要する時間を見込んで業務工程を計画する。
- ②現地調査中に JICA 本部と打ち合わせする場合には、JICA のテレビ会議システム（ベトナム事務所-本部）、Skype for Business を使用した会議および Web 会議システムを活用できる。
- ③JICAとの協議・打ち合わせを効率的に進めるために、打ち合わせ資料をメール等で事前送付する。

### 6. 業務の内容

#### (1)既存資料のレビュー及びインセプション・レポート（案）の作成

- ①下記を含め JICA による調査結果や既存資料のレビューを行う。
  - (ア) 2012 年「アセアン地域防災協力に関する基礎情報収集・確認調査 ベトナム
  - (イ) 2012 年「ベトナム国災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査」
  - (ウ) 「日本の総合防災情報管理システムを活用した統合ダム管理、および統合洪水管理計画の展開にかかる情報収集・確認調査」
  - (エ) その他、防災セクターにおける個別案件の報告書類
  - (オ) ベトナム政府関係機関において作成されている防災に関する方針や計画に関する公開資料
- ②業務実施方針、方法及び作業計画を検討する。

- ③現地調査項目を整理し、現地調査計画を策定する。
- ④上記①～③を踏まえ、インセプション・レポート（案）を作成し、JICAに提出する。

#### (2)インセプション・レポート(案)の最終化

インセプション・レポートの内容について、JICAと協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得て、最終化する。

#### (3) ベトナムにおける災害リスクの整理・分析

1970年以降（データが整理されていれば、その前まで遡ること）のベトナムにおける災害の実績を把握した上で、既存のJICA報告書や外部有識者の報告書、ベトナム政府、国際機関、他ドナー、災害被害に係るデータベース等における最新情報を基に、上記5.(3)の災害種及び地域ごとの災害リスクの整理・分析を行う。その際、ベトナムの各地域の人口や経済集積度合、進出日系企業の状況等の経済状況の把握・分析を行った上で、各地域の災害の特徴、被災者数、被災額の実績等を踏まえ、優先サブセクター及びその優先地域として災害リスク削減のポテンシャルが高い地域及び災害種を特定する。上記を踏まえ、災害が、国全体の経済成長、持続可能な開発にどの程度影響を与えるのか明らかにする。

#### (4) 防災セクターの現状に係る整理・分析

上記5(3)で特定した対象災害種（優先サブセクター）について、災害サイクル（i.緊急対応、ii.復旧・復興、iii.抑止・減災（予防投資）、iv.対応準備）を念頭に、以下項目を中心に整理・分析を行う（コミュニティーベースの取組みも含む）。

- ①防災体制についての現状整理・分析
- ②法制、制度、予算配賦（政府全体予算の中での防災予算の割合も含める）及び執行、計画策定状況
- ③関係機関の役割分担（法的根拠、所掌業務）及び調整メカニズム、実施能力等（災害発生前における情報伝達及び技術的な連携、予警報発出体制、災害発生時の政府対応）
- ④ベトナム政府による災害関連事業の実施状況・成果（災害種ごと）
- ⑤ドナー支援実績（災害種ごと）
  - (ア)我が国の協力の成果・課題
  - (イ)他ドナーによる支援の実施状況・成果

### (5)防災セクターにおける国際的な潮流、取組みの整理

仙台防災枠組（2015-2030）、2017年2月に採択された仙台防災枠組の指標及び持続可能な開発目標(SDGs)、パリ協定等といった国際潮流を踏まえ、情報整理・分析を行うこととする。その際は、ベトナム政府とJICAによる過去と今後の取組みの整理・分析において、上記国際枠組における位置づけを明確にして整理を行う。その際は、仙台防災枠組の優先行動に沿って、上記5.(3)の災害種ごと、5.(7)横断的事項ごとに整理すること。

### (6)防災セクターの課題及び必要な施策の整理・分析

上記6.(3)、(4)、(5)の内容を踏まえ、ベトナム防災セクターの課題及び必要な施策を整理・分析する。

### (7)インテリム・レポートの作成

以上の調査・検討内容を、インテリム・レポートとして取り纏める。なお、インテリム・レポート作成にあたっては、事前にJICAと内容について協議し、必要な修正を行った上で、JICAの了解を得ること。

### (8)招聘の実施

我が国の防災体制、法体制、緊急時救援体制、復旧・復興への取り組み等の紹介を通じた、我が国の仙台防災枠組への貢献への背景や狙いの理解を促すことを目的として、（農業農村開発省防災総局及び防災関係機関）から最大10名を1週間程度日本に招聘し、政府関係者や本邦企業等との協議・意見交換、視察等を行う。

本業務では、当該本邦招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。（「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」2017年6月参照）

#### ア) 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

#### イ) 招聘プログラムの作成

プロポーザルにおいて、想定する本邦招聘日程案をJICAに提案する。また招聘実施1か月前を目途に、招聘プログラムや日程／行程の詳細（案）を提案し、JICAの基本的な了解を得る。

ウ) 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招聘プログラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

エ) 招聘に係る関連資料の作成

招聘プログラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。被招聘者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招聘者への来日前の説明（招聘プログラムや日程／行程（案）の説明）は、コンサルタントが行うものとする。

オ) 招聘プログラムの実施

招聘プログラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、業務従事者が同行するものとする。

カ) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

招聘プログラムの実施に関する直接経費（諸謝金、会場借上費、各種機材損料、資料作成費・購入費、資料翻訳料、招聘同行者旅費等）については、別見積とする。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

(9) ベトナム政府とのインテリム・レポートにかかるコンサルテーション

JICA がベトナム政府と行うコンサルテーションの準備に協力すると共に、コンサルテーションに参加する。同コンサルテーションにおいては、インテリム・レポートの説明を行うとともに、JICA とベトナム政府の協議・対話の支援を行うこと。

(10) 対ベトナム防災セクター支援戦略案の策定及び優先すべき候補支援事業の検討・策定

インテリムレポートで纏めたベトナム防災セクターの課題及び必要な施策について、招聘及びコンサルテーションを踏まえ、必要な修正を行う。その上で、ベトナム防災総局が 2030 年までに優先的に取り組むべき事項、JICA が支援すべき優先サブセクター及びその優先地域について最終整理を行い、JICA の対ベトナム防災セクター支援戦略(案)を策定する。更に、中長期的な支援の

方向性及び、今後 5 年間で優先的に取り組むべき JICA の候補支援事業を洗い出す。その際は、

- ① 過去 5 年～10 年間で JICA が実施した協力事業、調査等との連携
- ② 本邦の知見・技術の活用、及び日本の自治体、NGO、大学・研究機関、中小企業等の本邦関係者との連携可能性
- ③ 6. (4) の災害サイクルのうち、主に iii. 抑止・減災（予防投資） iv. 対応準備

を念頭に置きつつ検討を行うこと。

JICA と協議して決定された候補事業については概要を作成する。案件概要の書式は別途定めるが、円借款、無償資金協力及び技術協力を念頭においていた事業実施計画を作成するために必要となる精度とする。具体的には、案件名、事業目標、投入内容、事業実施体制（運営維持管理含む）、概算事業費、スケジュール、環境社会配慮の観点からの留意点等を簡潔にまとめたものとする。なお、提案候補事業規模、提案事業数については、調査実施過程において JICA に確認の上、取り纏めること。

(11) ドラフトファイナル・レポートの作成

以上の調査・検討内容をドラフトファイナル・レポートとして取り纏める。JICA と同案について協議し、必要な修正を行った上で、JICA の了解を得る。

(12) ドラフトファイナルレポートにかかるベトナム政府とのコンサルテーション

JICA がベトナム政府と行うコンサルテーションの準備に協力すると共に、コンサルテーションに参加する。同コンサルテーションにおいては、ドラフトファイナル・レポートの説明を行うとともに、JICA とベトナム政府の協議・対話の支援を行うこと。

(13) 調査結果をまとめた広報資料(リーフレット)及びプロモーションビデオの作成

ベトナム政府内での防災セクターの主流化を目的として、本調査結果を踏まえつつ、ベトナムにおける災害被害実績、ベトナム政府の政策・戦略、ベトナム防災セクターの課題及び必要な施策等をまとめたリーフレット及びプロモーションビデオ（長さは 5 分程度を想定し、ベトナム語版（英語サブタイトル）の計 1 本）を作成し、JICA に提出する。リーフレットは、A3 両面にフルカラーで 1 部の作成を想定する。プロモーションビデオについては、

配布対象者をベトナム政府内関係者と想定しており、その構成・内容についてはベトナム政府及びJICAと協議の上、決定する。本業務にかかる費用は本見積もりに計上する。尚、要望が有れば、「フィリピン国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査」で作成されたプロモーションビデオの閲覧が可能。

#### (14) ファイナル・レポートの作成

ドラフトファイナル・レポートに対するベトナム国関係者のコメントをうけ、必要に応じて情報・データ・提言踏まえベトナム政府とも確認の上、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

### 7. 成果品等

次の報告書等をJICAの指示に従い、JICAが指定する場所に提出する。記載事項及び部数は以下の通りとするが、必要に応じて変更となる。なお、調査期間中、成果品に限らず、各種協議、レポート提出等のタイミングにおいて、JICA本部及びベトナム事務所へのタイムリーな報告を行うこと。

#### (1) 報告書等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書のベトナム側への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

##### ① インセプション・レポート

記載事項 : 6. (1) 参照

提出時期 : 調査開始後 10 日以内

部数 : 英文 5 部 (簡易製本)

越文 5 部 (簡易製本)

和文 5 部 (簡易製本)

電子化ファイル 2 部

提出先 : JICA 本部

##### ② インテリム・レポート

記載事項 : 6. (7) 参照

提出時期 : 2018 年 2 月下旬

部数 : 英文 5 部 (簡易製本)  
越文 5 部 (簡易製本)  
和文 5 部 (簡易製本)  
電子化ファイル 2 部  
提出先 : JICA 本部

③ ドラフトファイナル・レポート

記載事項 : 6 . (11) 参照  
提出時期 : 2018 年 4 月中旬  
部数 : 英文 5 部 (簡易製本)  
越文 5 部 (簡易製本)  
和文 5 部 (簡易製本)  
電子化ファイル 2 部  
提出先 : JICA 本部

④ ファイナル・レポート (最終成果品)

記載事項 : 6 (14) 参照  
提出時期 : 2018 年 6 月中旬  
部数 : 英文 5 部 (製本)  
越文 5 部 (製本)  
和文 5 部 (製本) 和文要約 5 部 (製本)  
電子化ファイル 3 部  
提出先 : JICA 本部

⑤ リーフレット及び広報ビデオ

内容 : 本業務結果である、ベトナム防災セクターの課題及び必要な施策 (特に仙台防災枠組 2015-2030 実施上の課題・必要な施策)

提出時期 : 2018 年 6 月中旬  
部数 (リーフレット) : 英語、越語を各 100 部  
部数 (ビデオ) : 電子化ファイル (DVD) 越語 (英語サブタイトル) を各 3 部  
提出先 : JICA 本部

(2) その他提出物

① 業務計画書

記載事項 : 共通仕様書の規定に基づく

提出時期 : 契約締結後 10 日以内  
部数 : 和文 3 部 (簡易製本)  
提出先 : JICA (本部およびベトナム事務所)

② 議事録

ベトナム政府との各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。

③ コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、JICA に提出する。

④ 収集資料

業務実施を通して収集した資料及びデータは全て分野別に整理し、収集資料リストを付した上で資料編は CD-ROM (Windows 対応) で JICA に提出する。

(3) 成果品の仕様

最終報告書の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。

(4) 報告書等作成にあたっての留意事項

- ① 各報告書は、その内容を的確に簡潔に記述すること。また、英文についてもネイティブによるチェック等の十分な確認を行い、読み易いものとすること。
- ② 各報告書の表紙の裏面には、業務実施時に用いた通貨換算率を記載すること。
- ③ 略語対照表を報告書に添付し、略語の使い方について統一を図ること。
- ④ 報告書が分冊形式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるように工夫を施すこと。
- ⑤ JICA が開催する各種会議における提出物については、事前に (JICA と合意した日程に) JICA へ提出し、事前説明を行うこと。
- ⑥ 報告書の作成にあたっては、結果のみでなく、根拠となる基準等、検討過程に関する記述を十分に行うことで、ベトナム政府がその内容につき

十分に理解を深めた上で、事業計画策定に向けた技術的な検討ができる  
よう留意すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

調査は、2017年11月下旬より開始し、2018年2月下旬にインテリム・レポート、2018年4月中旬までにドラフトファイナル・レポート、2018年6月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 約 18.5 M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

- ① 総括/総合防災（2号）
- ② 防災計画（緊急対応・災害復興・復旧計画を含む）（3号）
- ③ 治水計画
- ④ 河岸・海岸管理（侵食等）
- ⑤ 気象水文
- ⑥ 土砂災害対策
- ⑦ 業務調整/人材育成

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 相手国の便宜供与

カウンターパートの配置、関連情報は同国政府より提供する。なお、プロジェクト事務所、机等の提供はないことから、プロポーザルに必要経費を計上すること。

#### 4. 参考資料

##### (1) 公開資料：JICA 図書館ホームページ

<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>において以下の案件をはじめとした各案件・調査の報告書が閲覧・ダウンロード可能である（実施中のものは不可）。

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254213.html>

- ・2012年 アセアン地域 防災協力に関する基礎情報収集・確認調査 ベトナム

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/216/216/216\\_123\\_12085700.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_123_12085700.html)

- ・2012年 ベトナム国災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12148045.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12148045.pdf)

- ・ベトナム国災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ2 プロジェクトブリーフノート

[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/031/materials/ku57pq00001y1feh-att/briefs\\_notebook\\_ja.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/031/materials/ku57pq00001y1feh-att/briefs_notebook_ja.pdf)

#### (2) 我が国の防災協力およびそれに関連する資料

- ・内閣府「日本の災害対策」

[http://www.bousai.go.jp/1info/pdf/saigaipamphlet\\_je.pdf](http://www.bousai.go.jp/1info/pdf/saigaipamphlet_je.pdf)

- ・首相官邸「経協インフラ戦略会議」資料（第11回 テーマ 防災）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/kaisai.html>

- ・仙台防災枠組 2015－2030

[http://www.preventionweb.net/files/43291\\_sendaiframeworkfordrren.pdf](http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf)

- ・仙台防災枠組の指標

[http://www.preventionweb.net/files/50683\\_oiewgreportenglish.pdf](http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf)

- ・持続可能な開発目標（SDGs）

[http://www.un.org/ga/search/view\\_doc.asp?symbol=A/70/L.1&Lang=E](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1&Lang=E)

#### (3) 閲覧資料

本業務に関する以下の資料の閲覧を希望なさる方は、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第三課（TEL：03-5226-2467）にご連絡ください。

- ・2016年 「日本の総合防災情報管理システムを活用した統合ダム管理、および統合洪水管理計画の展開にかかる情報収集・確認調査」
- ・ベトナムにおける防災の状況にかかる簡易評価報告
- ・Climate Change and Sea Level Rise Scenarios for Viet Nam (2016 Version), Ministry of Natural Resources and Environment
- ・ベトナム政府及びベトナム政府関係機関において作成された防災に関する方針や計画に関する関連資料
- ・「フィリピン国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査」で作成されたプロモーションビデオ

#### (4) 配布資料

- ・Vietnam Disaster Management Authority パンフレット

- ・ベトナム政府及びベトナム政府関係機関において作成されている防災に関する方針や計画に関する公開資料

## 5. 現地再委託

調査内容のうち、調査の効率的な実施のために、当該業務について経験・知見を豊富に有している現地機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。現地再委託を行う場合は、プロポーザルにて明確な理由および業務内容と共に提案し、必要経費について本見積もりに含めること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者ならびに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

## 6. その他

### (1) 関係者との連絡

ベトナム政府関係機関、JICA本部、JICAベトナム事務所との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。また、重要な事項については、その都度、JICAに報告を行うこと。

### (2) 現地安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当現地の治安状況については、JICAベトナム事務所、在ベトナム日本大使館から十分な情報収集をおこなうとともに、現地作業時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ること。

### (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」

の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

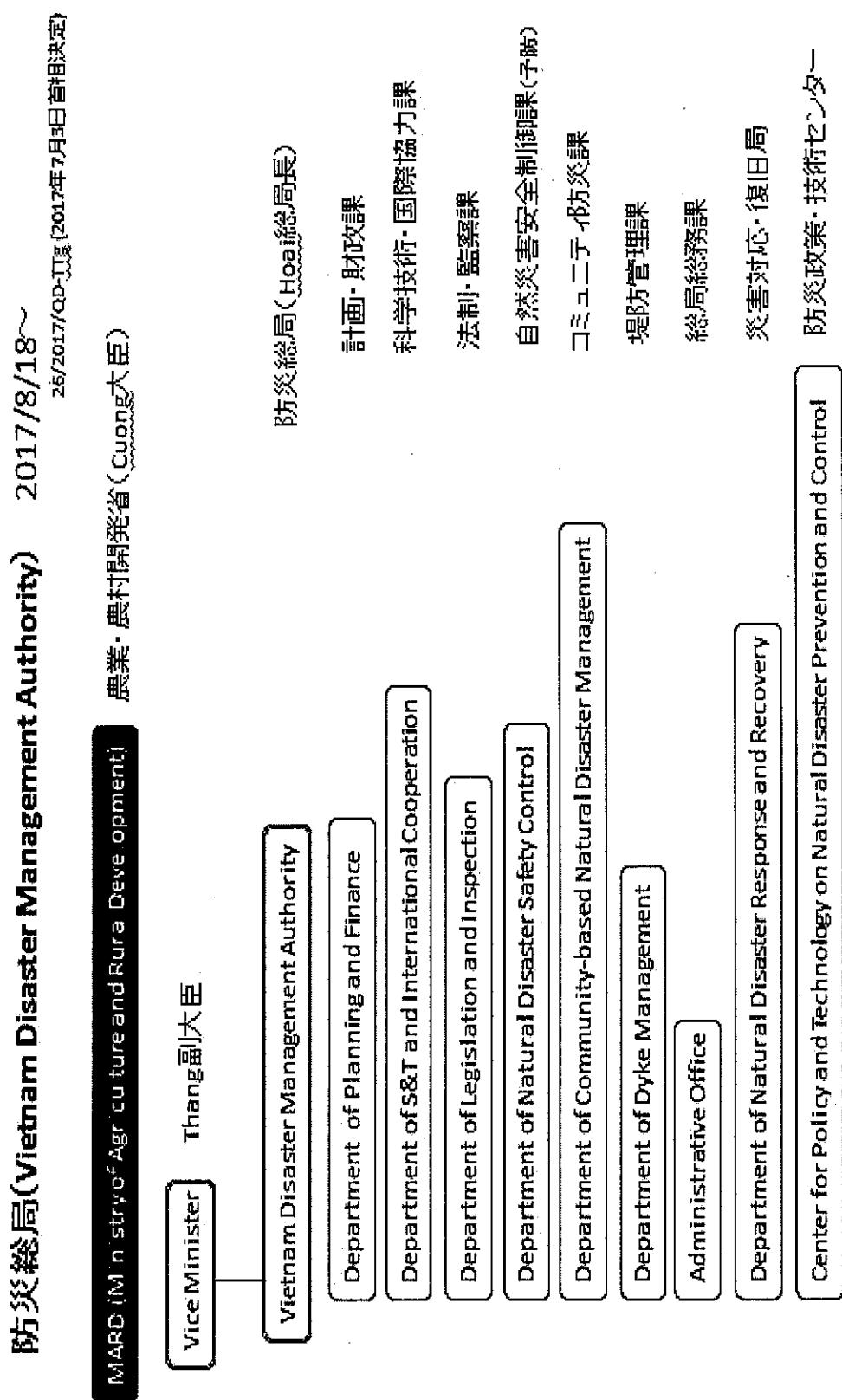
(4) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

ベトナム防災総局の体制及び所掌事務（概要）

(別添)



## 防災総局の所掌事務(概要)

26/2017/QD-TTg (2017年7月3日首相決定) 第2条より

1. 総局の所掌に係る法律、計画・事業、技術基準等の策定
2. 総局の所掌に係る専門技能の強化
3. 総局の所掌に係る宣伝・教育
4. 総局の所掌に係る法律、政策、計画・事業等の実施の指導
5. 災害リスク削減・管理(予防)  
防災に係る国家戦略、計画等の策定、防災に係る人材・資源等の指導、防災施設の建設と管理、津波警報システムの設置と運用、緊急対応計画の策定 等
6. 災害緊急対応  
災害時の人員や資源の動員手法の策定、災害時の緊急対応の指導、洪水調節や遊離の指導、河岸侵食・海岸侵食対策の指導、災害時の状況監視等の調整 等
7. 災害復旧  
災害復旧手法の策定、被害等のとりまとめ、災害復旧日の指揮、災害被害データの収集・とりまとめの指導 等
8. コミュニティ防災  
普及啓発・教育、研修・訓練の開催 等
9. 堤防  
計画策定、堤防に係る規制、堤防事業への同意、堤防建設の調整 等
10. 中央防災委員会及び事務局の運営
11. 総局の所掌に係る計画・基礎調査
12. 総局の所掌に係る統計・データ管理
13. 総局の所掌に係る科学研究、技術移転
14. 防災に係る国際協力  
その他(組織管理等)

